

広島市告示第378号
令和8年8月12日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別途広島市告示で定める期日まで延長する。

広島市長 松 井 一 實

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町